

『北海道R住宅』の登録基準は、次のとおりです。

活用できるメンバーの範囲	・きた住まいるメンバーのうち、北海道R住宅事業者ネットワークの会員
--------------	-----------------------------------

性能	基準		性能等級の目安	
長 寿 命	構造躯体の 耐久性	(1)乾燥木材の使用	・柱・梁等の主要構造材、床を構成する木材及び気密工事に使用する木材には、乾燥材（含水率20%以下）または集成材を使用	—
		(2)壁体の乾燥状態維持のための、通気層等の設置	・外壁には通気層を設置 ※又はその他の措置	劣化対策等級 (構造躯体等) 等級3(既存) 〔きた住まいる基本要件 等級3(既存)〕
		(3)土台の防腐措置	・土台等への防腐剤の塗布又は防腐土台の使用	—
		(4)床下の防湿措置	・防湿フィルムやコンクリートにより防湿措置	—
	住宅の耐震性	(5)昭和56年6月改正建築基準法に基づく「新耐震設計基準」同等、又はそれ以上の耐震性能	・建築基準法（昭和56年基準）への適合	耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 等級1(既存) 〔きた住まいる基本要件 等級1(既存)〕
	既存状況の調査・評価	(6)北海道住宅検査人による既存状況の調査・検査・評価	・当該物件の仲介・設計・施工に関与しない第三者の北海道住宅検査人による既存状況の調査・検査・評価の実施	—
瑕疵保険	(7)構造・雨水の瑕疵保険加入	・構造・雨水に関する瑕疵保険への加入	—	
維持管理	(8)住宅の仕様等の記録の作成及び保管	・きた住まいるサポートシステムにより、工事仕様・状況等に関する記録を作成・保管 ・維持保全計画の作成・保管	—	
安 心 ・ 快 適	高齢社会への対応	(9)段差解消・手すり	・便所、脱衣室・洗面所、その他日常生活空間（玄関、浴室、バルコニーを除く）の段差解消 ・階段の手すりの設置	—
環 境 と の 共 生	省エネルギー性	(10)省エネルギー性能の確保	・外皮平均熱貫流率は、0.46W/m ² K以下	断熱等性能等級 等級4 〔きた住まいる基本要件 等級3(既存)〕
		(11)BIS資格者が省エネルギー設計、BIS-E資格者が省エネルギー施工管理	・BISによる設計、BIS-Eによる施工への関与	
	気密性	(12)気密性能の確保	・隙間相当面積は2.0cm ² /m ² 以下（実測） ・気密性能試験の実施	—
地 域 ら し さ	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—

太枠 は、きた住まいるの基本項目